

# 熊本県公報

第 1 0 8 7 6 号  
平成 14 年 8 月 19 日 ( 月 )  
( 毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行 )

## 目 次

告 示 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所 の 指 定	..... ( 高 齢 保 健 福 祉 課 )	1
公 告 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了	..... ( 建 築 課 )	1
〃	..... ( 〃 )	2
換 地 計 画 の 決 定	..... ( 農 地 建 設 課 )	2
〃	..... ( 〃 )	2
県 営 鞍 岳 西 部 地 区 土 地 改 良 事 業 計 画 変 更	..... ( 農 村 計 画 課 )	2
県 営 鞍 岳 東 部 地 区 土 地 改 良 事 業 計 画 変 更	..... ( 〃 )	2
登 載 依 頼 熊 本 県 男 女 共 同 参 画 審 議 会 の 会 議 の 開 催	..... ( 熊 本 県 男 女 共 同 参 画 審 議 会 )	3
労 働 関 係 調 整 法 ( 昭 和 21 年 法 律 第 25 号 ) 第 10 条 の 規 定 に 基 づ く あ っ せ ん 員 候 補 者	..... ( 地 方 労 働 委 員 会 )	3
正 誤 平 成 13 年 12 月 20 日 熊 本 県 条 例 第 69 号 ( 熊 本 県 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ) 中	..... ( 財 政 課 )	4
平 成 14 年 8 月 2 日 熊 本 県 公 安 委 員 会 規 則 第 11 号 ( 道 路 交 通 法 の 規 定 に よ る 自 動 車 の 使 用 制 限 に 関 す る 事 務 取 扱 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 ) 中	..... ( 警 察 本 部 )	4

## 告 示

熊本県告示第 623 号  
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 14 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
中邑医院訪問介護事業所 牛深市久玉町 1411 番地 133	医療法人社団泰心会	平成 14 年 8 月 1 日

## 公 告

熊本県公告第 657 号  
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 14 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
八代市海士江町字下城 2706 番 1  
4,799.94 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区奈良屋町 4 番 15 号  
株式会社ドラッグイレブン

## 熊本県公告第 658 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字須屋字下出口 2958 番 36 及び同 2958 番 37  
220.29 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡西合志町大字須屋 2958 番地 36  
日田 精一

## 熊本県公告第 659 号

県営菰屋地区（第 2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 14 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 14 年 8 月 20 日から  
平成 14 年 9 月 17 日まで
- 2 縦覧の場所 菰屋土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称  
(1) 換地設計書  
(2) 各筆換地明細書  
(3) 清算金明細書  
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

## 熊本県公告第 660 号

県営菰屋地区（第 4 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 14 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 14 年 8 月 20 日から  
平成 14 年 9 月 17 日まで
- 2 縦覧の場所 菰屋土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称  
(1) 換地設計書  
(2) 各筆換地明細書  
(3) 清算金明細書  
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

## 熊本県公告第 661 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、平成 9 年 10 月 20 日確定した県営鞍岳西部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益しているもので、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 14 年 9 月 2 日までに旭志村農業委員会に申し出られたい。

平成 14 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業計画変更の概要  
県営鞍岳西部地区土地改良事業（農業用排水施設、区画整理）計画変更概要書
- 2 公告場所  
旭志村役場

## 熊本県公告第 662 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、平成 6 年 4 月 23 日確定した県営鞍岳東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益しているもので、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第 3 条の規定により平成 14 年 9 月 2 日までに旭志村農業委員会に申し出られたい。

平成 14 年 8 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業計画変更の概要  
県営鞍岳東部地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理）計画変更概要書
- 2 公告場所  
旭志村役場

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第 1 号  
熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成 14 年 8 月 19 日

熊本県男女共同参画審議会  
会 長 高 木 絹 子

- 1 開催日時  
平成 14 年 8 月 26 日（月）  
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市手取本町 8 番 9 号（テトリア熊本内）  
くまもと県民交流館「パレア」9 階第 1 会議室
- 3 議題  
（ 1 ） 県の実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価について  
（ 2 ） 苦情の処理について  
（ 3 ） その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
（ 1 ） 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができます。  
（ 2 ） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県環境生活部男女共同参画課）  
（電話 096-383-1111 内線 7423）

熊本県地方労働委員会告示第 3 号  
労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。  
平成 14 年 8 月 19 日

熊本県地方労働委員会会長 清 正 寛

氏 名	現 職
清 正 寛	法政大学教授（熊本大学名誉教授） 熊本県地方労働委員会会長
竹 中 潮	弁護士 熊本県地方労働委員会会長代理
小 川 芳 宏	熊本日日新聞社監査役 熊本県地方労働委員会公益委員
西 平 茂 子	熊本県地方労働委員会公益委員
衛 藤 二 男	弁護士 熊本県地方労働委員会公益委員
谷 川 忠 光	NTT 労働組合熊本県支部執行委員長 熊本県地方労働委員会労働者委員

浦 本 義 信	九州松下電器労働組合熊本支部執行委員長 熊本県地方労働委員会労働者委員
河 瀬 和 典	日本労働組合総連合会熊本県連合会会長 熊本県地方労働委員会労働者委員
甲 斐 孝 行	日本労働組合総連合会熊本県連合会事務局長 熊本県地方労働委員会労働者委員
上米良 清	新九州電力労働組合熊本支部執行委員長 熊本県地方労働委員会労働者委員
藤 井 宏 樹	中央印刷紙工株式会社代表取締役社長 熊本県地方労働委員会使用者委員
森 永 武 彦	光洋電器工業株式会社代表取締役社長 熊本県地方労働委員会使用者委員
上土井 正 士	九州産業交通株式会社人事部長 熊本県地方労働委員会使用者委員
上 田 勝 利	株式会社熊本放送取締役管理本部長補佐 熊本県地方労働委員会使用者委員
高 野 瑞 代	特定医療法人高野会高野病院理事 熊本県地方労働委員会使用者委員
山 田 英 紀	熊本県地方労働委員会事務局長
南 國 男	熊本県地方労働委員会事務局審査調整課長
田 中 明	熊本県労働雇用課長
河喜多 功 記	熊本県労働相談情報センター所長

## 正 誤

平成 13 年 12 月 20 日熊本県条例第 69 号(熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤
19	上	三 経済常任委員会 九人 1 商工観光労働部に関する事項 2 企業局に関する事項 3 地方労働委員会に関する事項 四 農林水産常任委員会 九人	三 経済常任委員会 1 商工観光労働部に関する事項 2 企業局に関する事項 3 地方労働委員会に関する事項 四 農林水産常任委員会

平成 14 年 8 月 2 日熊本県公安委員会規則第 11 号(道路交通法の規定による自動車の使用制限に関する事務取扱規程の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次の通り訂正する。

ページ	行	正	誤
13	1	熊本県公安委員会規則第 12 号	熊本県公安委員会規則第 11 号